

事務連絡
令和6年12月6日

各高齢者福祉施設 施設長 様

茨城県福祉部長寿福祉課
介護基盤整備担当

令和6年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業）における二次協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり標記補助金に係る二次協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、本事業は厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用した事業となることから、本協議は令和6年度補正予算の成立が前提となりますこと申し添えます。

記

1. 補助対象事業

- ① 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ② 高齢者施設等の水害対策強化事業
- ③ 高齢者施設等の給水設備整備事業

※補助協議単価等については、別紙整理表を参照のこと。

2. 提出資料及び提出方法・部数

※紙媒体は郵送または持ち込み、電子データはメールにより送信

(1) 以下について、**電子データ**を提出すること

- ① 別添1「チェックリスト」
- ② 別添2「防災・減災等事業整備計画書」
- ③ 別添3「整備計画一覧表」（該当する事業分のみ）
- ④ 別添4「補助対象面積確認シート」（面積按分が必要な場合）
- ⑤ 別添5「補助対象経費算出シート」
- ⑥ 別添6「非常用自家発電設備または給水設備の条件確認シート」

(2) 以下について、**紙媒体3部**を提出すること

- ① 別添2「防災・減災等事業整備計画書」
- ② 別添2に関する以下の資料
 - ・平面図（設備等の設置箇所が分かるもの）
 - ・位置図（施設の所在が分かるもの）、
 - ・写真（現況及び改修箇所が分かるもの）
 - ・見積書（工事請負業者等の見積を複数（**2者以上**）提出すること）
- ③施設が災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在することを示す資料
 - ※**水害対策強化事業を実施する場合のみ提出**
 - ※施設が所在するすべての該当区域分を提出すること。また、どの区域に該当するのかわかるようにすること。

(3) 紙媒体の送付について、送付文（紙媒体1部）を添付すること（任意様式で可）

3. 提出先

茨城県 福祉部 長寿福祉課 介護基盤整備担当 清水

4. 提出期限

令和6年12月24日（火）17時必着

※提出期限を超過した場合には協議することはできません。

事前に電話等にて相談のうえ修正等のないように提出願います。

5. 国の採択基準（予定）

- ・令和6年4月1日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化されている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外。
- ・国土強靱化の推進のため、国土強靱化地域計画の策定のない自治体は原則補助対象外。（同計画に明記された事業は、優先的に採択予定）
- ・福祉避難所の指定・協定の状況
- ・水害対策強化事業を優先的に採択予定

6. 留意事項

- ・福祉避難所の指定や、業務継続計画（BCP）・非常災害対策計画等の策定が採択方針に影響するため、各項目は正確に記入してください。
- ・参考資料1－4「補助対象整理表」の留意事項等を必ず参照願います。
- ・国または県の予算状況等により、不採択とさせていただくことがありますので、ご了承願います。
- ・本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどが無いよう耐震性を確保する必要がありますので、十分留意してください。
また、当該非常用設備等の耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが分かる資料を整備してください。
- ・協議の結果、内示を受けたにも関わらず、資金繰りがつかなくなった等の経営上の理由により取り下げを行った事業者については、次回以降の協議において採択を行わないなど、原則として優先度が下がることとなりますので留意願います。

【照会及び提出先】

〒310-8555

水戸市笠原町 978-6

茨城県福祉部長寿福祉課

介護基盤整備担当 清水

電 話：029-301-3321

e-mail：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp